

障害者生産活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、障害者生産活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、ウィズコロナ、アフターコロナ時代への対応として、就労継続支援事業所における工賃又は賃金の向上に資する取組を支援するため、就労継続支援事業所を運営する者（以下「補助事業者」という。）が工賃向上計画又は賃金向上計画に記載し、実施する新たな事業展開、原油価格・物価高騰対策等（以下「補助事業」という。）に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算定された金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助金額の増額若しくは20パーセントを超える減額が生じる場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金交付中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年4月策定）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当する者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税の滞納がないこと（納税義務がある場合に限る。）。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認められた事項

（補助金の交付の決定）

- 第6条 知事は、第4条の規定により補助事業者から補助金交付申請書の提出があり、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合は当該条件を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
- 2 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（概算払）

- 第7条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、別記第5号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の2月28日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金交付申請書を提出した場合は、前項の事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金交付申請書を提出した場合は、第1項の事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、返還の必要が生じた場合には、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を決定する。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の規定に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(帳簿書類の備付け)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第6号から第8号まで、第9条第3項及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>補助金交付申請を行った月において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供しており、県内に所在する就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所とする。</p>	<p>次に掲げる経費で、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日付社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用のうち、就労継続支援事業所を利用する障害のある方の工賃（賃金）の向上に資すると認められるハード事業※1、ソフト事業※2の実施に係るもの。</p> <p>ア 新たな分野への進出に要する経費※3</p> <p>イ 新商品・新サービスの開発・生産・提供に要する経費※4</p> <p>ウ 商品・サービスの新たな生産・提供方式の導入に要する経費※5</p> <p>エ 既存事業の販路拡大に要する経費※6</p> <p>オ 原油価格・物価高騰対策に要する経費（ハード事業に限る。）※7</p> <p>カ その他知事が必要があると認める経費</p> <p>ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の購入費 ・ 就労継続支援事業所の職員人件費 ・ 利用者の工賃・賃金や家賃等、費用の支払が定期的に発生している固定経費 ・ 生産能力の向上や生産コストの削減に繋がらない、既存の設備、機械等の更新・修繕等に要する費用 ・ 原油価格・物価高騰の影響による燃油等の価格上昇分を補填するための経費 ・ その他補助事業として適当であると認められない費用 	<p>補助対象経費の3分の2以内</p>	<p>1事業所につき上限200万円とする。ただし、ソフト事業に係る部分についてはそのうち上限50万円とする。</p>

- ※1 ハード事業とは、補助事業者が生産している商品等の生産、加工、流通、販売等に必要な設備・機械等及びホームページ等を整備するものを意味し、原則1件の取得価額が10万円以上で、概ね1年以上使用できる物品等を指す。
- ※2 ソフト事業とは、※1のハード事業以外のものを指す。
- ※3 「新たな分野への進出」とは、補助事業者が補助金交付申請日時点で実施していない生産活動の分野への進出を意味する。
- ※4 「新商品・新サービスの生産・提供」とは、補助事業者が補助金交付申請日時点で生産・提供していない商品・サービスの生産・提供を意味する。
- ※5 「商品・サービスの新たな生産・提供方式の導入」とは、補助事業者が補助金交付申請日時点で実施していない商品・サービスの生産・提供方式の導入を意味する。
- ※6 「既存事業の販路拡大」とは、補助金交付申請日時点で補助事業者において生産・提供されている既存の商品・サービスの販路拡大の取組を意味する。
- ※7 「原油価格・物価高騰対策」とは、既存の機器等の省エネルギー化等により、商品等の生産に係るコストを低減させる効果をもたらす設備・機械等の整備を意味する。

別表第2（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。